

芦屋市議会議長 帰山 和也 様

芦屋市長 高 島 峻 輔



申 入 書

標記の件について、下記のとおり申し入れます。

記

1 申入内容

(1) 発言通告書について

一般質問及び総括質問における発言通告書には、質問要旨を可能な限り具体的に記載していただくよう求める。

(2) 情報発信について

議事進行等議長により確認すべきものと整理された案件に係る議員個人の SNS 等による情報発信については、十分ご留意いただくよう求める。

2 理由

(1) 発言通告書について

一般質問及び総括質問を行う場合は、議長に対して発言通告書を提出し、その要旨を記載しなければならない旨が芦屋市議会会議規則第50条に規定されている。市当局は当該通告書に基づいて答弁を行うこととなり、原則、発言通告の範囲内で2回目以降の質問も行われるものと理解している。本規則の趣旨は、市当局が的確で円滑な答弁を行うために、可能な限り具体的に通告いただくことにあると認識しているが、このたびの総括質問にかかる発言通告書のうち、質問要旨が明確ではなく、答弁の骨子を検討できないものが見受けられたため。

なお、当該発言通告書を受け答弁を準備するため、市当局は、同通告書提出の後に別途提出された「施政方針に線を引いた資料」をもとに、関連すると思われる担当課にて総括質問に関する議員ヒアリングを行った。当該通告書ならびに当該資料では質問要旨が確認できなかったことから、質問項目・要旨を一から確認する事態となり、大変苦慮した。

(2) 情報発信について

(1)に記載のとおり、発言通告に係る規則の趣旨を踏まえて通告・質問が行われなかったことが、結果として、3月1日の本会議での議員の「産後ケア事業」に係る通告・ヒアリングの有無に関する発言及び議事進行発言につながったと考えている。当該発言に関し

ては、その後、議長による内容確認前に、議員個人の SNS で発信があった。

議員の情報発信は、政治活動の一環として、議員個人の責任の下行われるものと認識している。しかしながら、本件については議事進行がなされたため、議長によりその内容を確認することと整理されており、その確認がなされぬままに、議員個人の SNS で個人の考えを発信されることは、閲覧者に誤った情報を提供する恐れがあるため。

なお、議員ヒアリングにおいて複数名の所管課長が議員より聴き取った内容は、下記のとおりである。

●議員ヒアリングにおける産後ケア事業についての聴き取り内容

産後ケア事業については、「エピソードも含めて、会派としての意見を述べたい。1 回目の質問では答弁は求めない。」とのことであった。次に、2 回目以降で質問するか確認を行ったところ、後日提出する 2 回目の質問の一覧にて確認してほしいとの回答であった。後日提出された質問一覧を確認したところ、産後ケア事業については記載なしであったため、市当局として「質問なし」と判断し、議会での発言に至ったものである。

以 上